賀茂社記録

五十九

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

寶暦五乙亥年

日記

自七月到八月

雜澤傑

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

七月朔日 晴

大正 2. 2 購求

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

宝暦又寅年七月八日

阿一社御中

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』　請求記号 832-305

ガラス使用

十一日 癸未 自宿中雨降

此朝東坂谷御母屋ヨリ飛脚ヲ以テ申来ル趣ハ昨夜ヨリ雨降リ出シ今朝ニ至リ大雨ニ成リ候ニ付テハ川々ノ水増シ候ハヽ帰宅モ延引ニ及ビ候ハヽ御案内ノ為メ申来ル様ニトノ事ニ付テ其段申遣ス処ニ今朝ニ至リ雨モ漸ク小降リニ成リ候ニ付テハ川々ノ水モ減ジ候ハヽ今日ニモ帰宅ノ積リニ候ヘトモ猶又雨降リ出シ候ハヽ

十二日甲申晴未刻以上

今日月次参会之所

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御奉行所

一本社領百姓共今訴之儀ニ付而者
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

宝暦五乙亥年七月

十七日己丑晴

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

十八日 庚寅 晴

文七月十八日

今朝

加賀守殿

成就院判

宝暦五年七月十九日娘ニ而死去仕候ニ付服一日服ニ而
右御届ケ申上候ニ付御届ケ書差上申候以上
七月廿日
山本左近殿
従五位上
神主
賀茂雄

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

寶暦文政年七月

一社

御神前

右料紙等従
御当家様御奉献被遊
八朔御祭礼ニ付今日御参詣被遊
御神酒等ニ而御振舞被遊候ニ付
御出座被遊候ニ而御宮御守立幅等
大猷院様
御代々御参詣之節ハ御初尾等
差上来候ニ付成就院一件ニ而
成就院ニ逗留之節ハ毎朝
御神前ニ而
御経読誦被遊候ニ付
御初尾等
差上来候ニ付
御供衆
御祈禱
御札等
差上来候ニ付
御供衆
御祈禱
御札等
差上来候ニ付
御供衆
御祈禱
御札

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

御奉行所

上賀茂一社惣代
岡本播磨守
森中務

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

一氏人中惣納五拾八石四斗八合七勺
　　是ハ當年氏人雖未納ニ付而當番神司
　　家納ニ有之ニ付今般取揃ニ相成
一社僧中惣納九拾四石七斗七升
　　是ハ當年社僧雖未納ニ付而當番神司
　　今般取揃ニ相成
一神主新宮社領内神屋社并院四ヶ寺領合九拾九石四斗九升
　　是ハ社領ニ而ハ無之候得共古来ヨリ今般社納ニ
　　右三ヶ度ニ而當年一年中ニ入用ニ相成候ニ付
　　社納料ニ覽

本社　拾五石　神主　新宮社　拾石
　〃　拾石　〃　〃　四石
　〃　四石　〃　本宮社　〃
　〃　拾石　〃　〃　〃
　〃　拾石　〃　若

一社職料 社家中ニ相渡定免相
一社職料 壱貫文ニ候ヘ共不足ニ付壱貫
一雑掌親子兄弟ニ候ハヽ家領ヲ別家ニ
右之通今ニ相変儀無之候間永代
寛文四甲辰年六月廿二日

甲斐守
河内守
和泉守
豊後守

一料紙今日書損候間
別紙壱枚遣之

右之通寛文四年御訴状頂戴仕
相渡ス定免相ヲ等分ニ収納仕候
定免弥可修理ニ候ハヽ寛文四年ニ准
窺ひ申候ハヽ可申上候
以上

八月

上賀茂社家中

社家中

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305
ガラス使用　挟み込み物

二日癸卯晴　今日寄合也

一辰刻比迄供奉久保出来於座敷ニ御祓被仰付之

一勅使被仰付神祇伯殿ニ而御座候哉之旨申来ル

一社家中ゟ相撲ニ付而之願書差出ス

一社家之内ニ而相撲興行之儀ニ付而ハ神通院ゟ申来ル

一社家中ゟ

甲辰晴

一高四百拾七石九斗余　往古田畑家領
　　貴布祢社老者田
右之内拾九石三斗七升余ニ而免有
　　残三而九石八斗余
　　定免
此納米壱石ニ付弐斗替
右之反別ニ而七拾弐町九反六歩八厘
一三七拾七石弐斗弐升余　借田・借畑
一三六石壱斗七升余　社僧・寺家
右反別同断
此納米壱石ニ付弐斗替
三分五百三拾弐石八斗弐升余
　　定免
納合三百弐拾六石八斗二升余　川成六歩八厘
右之内、郡代方ニ而八斗弐升余　御蔵詰
　　残而三百弐拾六石
此納米壱石ニ付弐斗替
右反別ニ而三拾壱町七反壱畝
一種籾田ニ成ル八石弐斗　借田・借畑
此籾壱石ニ付弐斗弐升替
右反別ニ而壱町弐反壱畝
一貴布祢田ニ成ル壱石弐斗　寺家
此籾壱石ニ付弐斗弐升替
右反別ニ而壱反壱畝
一河原畑ニ成ル壱斗弐升　社僧・寺家
此籾壱石ニ付弐斗弐升替
右反別ニ而壱反壱畝
一老者田ニ成ル壱石弐斗　社僧・寺家
此籾壱石ニ付弐斗弐升替
右反別ニ而壱反壱畝
一右山郷定免ニ成ル寛文四年　御蔵詰
免相永ニ而米壱石ニ付弐斗弐升替
旱魃ニ付而ハ検見相願ニ及候事
一右山郷定免ニ成ル寛文四年　御蔵詰
免相永ニ而米壱石ニ付弐斗弐升替
旱魃ニ付而ハ検見相願ニ及候事
一河原畑ニ成ル壱斗弐升　社僧・寺家
此籾壱石ニ付弐斗弐升替
右反別ニ而壱反壱畝
一老者田ニ成ル壱石弐斗　社僧・寺家
此籾壱石ニ付弐斗弐升替
右反別ニ而壱反壱畝
一右山郷定免ニ成ル寛文四年　御蔵詰
免相永ニ而米壱石ニ付弐斗弐升替
旱魃ニ付而ハ検見相願ニ及候事
一右山郷定免ニ成ル寛文四年　御蔵詰
免相永ニ而米壱石ニ付弐斗弐升替
旱魃ニ付而ハ検見相願ニ及候事
一右惣社領ニ成ル元禄六年ニ山郷一統
世上一統ニ裏高ニ而有之候ニ付
御蔵詰ニ而米壱石ニ付弐斗弐升替

今度御神領山年貢米数十三年入元文
三巳、百五拾三俵七斗ニ而私方ニ而請取
太郎左衛門方ニ而受取之、山入之仕ハ御山仕
仕候筈ニ候、尤御山仕ニ而ハ米ニ而納
宮遠山お仕舞之節、大俵ニ而納候筈
共ニ候ニ付、一俵ニ而弐俵ニ仕候ニ付、俵数
半ニ成ル

御一社様
御役人中様

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

五日丙午　微雨ときどき晴　前夜祈祷

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

一社務

右通一社之觸状面之所記之趣有之候間可被心得候
觸状不顧忘却之儀有之間敷候得共一社続雑事之儀
候間念之為申入候

文八月

日野雑掌
雑掌申

八日己酉　曇天申刻雨降

一今度御造営之儀ニ付而者御奉行様御下向之節
御馳走之儀被仰渡候ニ付而者御奉行様御下向之節
御馳走之儀ニ付而者御奉行様御下向之節
御馳走之儀ニ付而者御奉行様御下向之節
御馳走之儀

九日　庚戌　陰雨ニ而寒気殊ニ強シ

一今日東山祭礼ニ付教保ヲ以テ東山ヘ礼ニ遣ス

一菓子ヲ以テ東山ヘ礼ニ遣ス

一上棟ニ付左ノ通

一菓子　一重　九一寸ノ御一瓶ニ

一菓子　一重　十枚一同ニ

一柿　一籠

一酒　一樽

一肴　一折

一鳥目　一貫

仁部ヘ

右之内柿一籠ハ今朝仁部ヘ遣ス

一菓子ヲ以テ東山ヘ礼ニ遣ス

一菓子ヲ以テ東山ヘ礼ニ遣ス

一菓子ヲ以テ東山ヘ礼ニ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

十日壬子　曇　今日八等ニ
一今般御用ニ付御利徳御祓ニ
一今般御用ニ付御祓ニ
一御祓お付差上候ニ付而ハ
一在御本社帯刀ニ而ハ
一御本社帯刀ニ而ハ
一御本社帯刀ニ而ハ
一

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

十六日丁巳晴

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　　ガラス使用

申合せ

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

宝暦五乙亥八月廿九日

一百疋 山添善殿

雑穀

廿九日 庚午晴

一百疋 [illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305　ガラス使用

832
97
305

国立国会図書館　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』 請求記号 832-305

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『賀茂社記録. 第59冊』　請求記号 832-305

ガラス使用